

# 仕 様 書

文化市民局 地域自治推進室

(担当：西森、細見 電話 075-746-7807)

件 名	京都市マイナンバーカードセンター移転作業にかかるインフラ環境整備業務等委託仕様書
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和6年12月31日
契 約 条 件	別紙のとおり。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

## 京都市マイナンバーカードセンター移転作業にかかるイントラ環境整備業務等委託仕様書

### 1 業務委託名称

京都市マイナンバーカードセンター移転作業にかかるイントラ環境整備業務等委託

### 2 本業務の目的

京都市マイナンバーカードセンター（以下「現センター」という。）は、急増するマイナンバーカードの需要に適切に対応し、円滑な交付を実現するべく、令和3年9月に市内中心部の民間ビルに開設したが、カード交付のピークを終えたタイミングを捉え、令和6年12月下旬に、下京区総合庁舎及び右京区総合庁舎等（以下「新センター等」という。）に移転を予定している。

本業務は、現センター等に敷設されたイントラ端末にかかるネットワークシステム及びLAN配線等について、下京区総合庁舎へ移設及び新設し、新センター等の営業日までに各システムが滞りなく機能することを目的としている。

### 3 業務内容

本業務の概要は、次に掲げるものとする。

#### (1) 移転スケジュール予定

令和6年	
11月16日（土）～ 17日（日）	2階会議室 電源工事实施
11月18日（月）	下京区役所2階会議室 使用開始
12月11日（水）	現センターでの最終営業日
12月12日（木）～ 18日（水）※	現センターからの撤去、新センター等への搬入・設置
12月19日（木）	新センターにて業務開始

※本委託業務以外ではあるが、現センターで最終営業日まで使用している各種端末、電話機、その他機器等についても同期間で移設。

#### (2) 現センター等からのイントラ配線撤去業務

※現センターにおける端末の設置状況については現センター端末設置状況図（別紙2）を参照し、下京区役所の端末設置状況については現地で本市を確認すること（下京区1階・3階については、別紙2のほか、3本程度の配線撤去を見込む）。なお、撤去した不要となる有線LANケーブルについては、本市と協議及び調整のうえ、適切に処分すること。

(3) 新センターにおける有線LANケーブル敷設等作業

ア 本市が作成している新端末設置予定図（別紙3）を基に配線すること。ただし、既存ケーブルの流用も可とする。

(ア) イントラ用パソコン及びプリンターへの接続は、各執務室等に備えた配線元（LANケーブルのプラグ（RJ.45））から、イントラ用HUBを介し、LANケーブルを敷設して行うものであることに留意すること。

(イ) ケーブルの配線元の位置及びレイアウト案については、別紙2・3を参照のこと。ただし、使用する配線元については、本市と協議・確認する必要があるため留意すること。

イ 本市の移設スケジュールに合わせて、イントラ用HUBの設置、有線LANケーブルの敷設・結線、試験測定、LANケーブルの配線に関わる必要部材の据付・実装までを行い、開庁時間までに正常に利用できる状態にすること。各所に設置されているネットワーク機器について、必要な設定を施すこと。設定名称については、本市総合企画局デジタル化戦略室に事前レビューを行い、承認を得ること。

(ア) OAフロアの範囲においては、OAフロア床下に転がし配線とすること、電源ケーブルと交差する箇所についてはノイズ干渉しないように施すこと。また、使用しない配線元がある場合は、配線元をOAフロア床下に埋めること。

(イ) イントラ用HUBは、本市から提供するものを使用すること。  
作業に当たって必要となるイントラ用HUBの提供に当たっては、事前にヘルプデスクに数量を申請する必要があるため、必要な数量を移転箇所ごとに取りまとめてヘルプデスクに申請のうえ、ヘルプデスクから直接イントラ用HUBを受け取ること。なお、イントラ用HUBは所属ごとに割り当てられるものであることから、再利用（転用）できないことに留意すること。

- (ウ) LANケーブルの仕様は、次の要件を満たすものとする。
- a ケーブルの色は、各システムで指定されたものを利用すること。
  - b エンハンスドカテゴリー5とすること。
  - c モジュラープラグについては、エンハンスドカテゴリー5規格以上の性能を有していること。
  - d LANケーブルは、余裕ある性能を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また強い張力などを与えないよう、慎重に敷設及び結線を行い、曲げ半径（内側半径とする。）は下表によること。

ケーブルの種別	敷設中の曲げ半径	接続及び固定時の曲げ半径
UTPケーブル（4対以下のもの）	仕上がり外径の8倍以上	仕上がり外径の4倍以上
UTPケーブル（4対を超えるもの）	仕上がり外径の20倍以上	仕上がり外径の10倍以上

e LANケーブルは、JIS規格に準拠した試験方法とし、適合する試験装置を用いて、下表の試験を行うこと。

試験項目	試験内容	試験数量
反射減衰量	測定器により、J I S X 5 1 5 0 「構内情報配線システム」の性能に適合していることを確認すること。 なお、LANケーブルのJ I S によるクラス分類は、J I S X 5 1 5 0 のクラスDとすること。	全数
挿入損失（減衰量）		
近端漏話減衰量（NEXT）		
電力和近端漏話減衰量（PS NEXT）		
減衰対近端漏話比（ACR-N）		
電力和減衰対近端漏話比（PS ACR-N）		
減衰対遠端漏話比（ACR-F）		
電力和減衰対遠端漏話比（PS ACR-F）		
直流ループ抵抗		
伝搬遅延		
伝搬遅延時間差		
ワイヤマップ		
長さ	測定し、ケーブル長が90m以内であることを確認すること。	

- f LANケーブルには、合成樹脂製、ファイバ製、ケーブルラベル等の表示札等を取り付け、系統種別、行先、ケーブル種別等を表示し、保守管理を容易にすること。表示札等のルールについては、別途本市担当者と協議のうえ決定すること。
- g ノイズ対策として、LANケーブルは電源等の強電流電線と離隔するか、セパレータ等を用いて直接接触しないように敷設すること。
- (エ) 結線については、原則として、ストレートケーブル（T-568B→T-568B）によるものとする。
- (オ) 各整備場所におけるケーブル試験について、LANケーブルテスター（FLUKE DSX-8000 シリーズ / DSX-5000 シリーズ又は同等品であり、校正日が1年以内の物）により行うこと。なお、測定器の校正証明書をケーブル試験成績書と併せて提出すること。
- (カ) 配線保護材等の必要な部材は受託者にて準備するものとし、本業務を履行するうえで必要な備品及び消耗品等の経費についても受託者が負担すること。
- (キ) プリンター移設後、イントラ用パソコンから試験印刷を実施すること。
- (ク) 本業務に伴い使用する必要のある電源設備については、庁舎内のものを無償で利用できるものとする。

#### 4 履行期間等

##### (1) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで。

##### (2) 作業完了日

令和6年12月18日(水)

(3) 移転実施期間

移転業務等の実施については、平日・休日に関わらず、最短期間で作業が完了するよう、本市と協議のうえ、夜間・深夜帯、早朝帯の時間についても作業可能とする。

ただし、新センター等での業務開始に支障を来さないよう、十分な搬入調整を行うこと。

なお、移転実施前に運搬可能な移転対象物品等は、本市と協議・調整のうえ、実施することも可能とする。

5 履行場所

(1) 移転元

名称	所在地	階数	EV
現センター	中京区烏丸通六角下る七観音町 634 ONEST 京都烏丸スクエア	2階	有

(2) 移転先 (新センター等)

名称	所在地	階数	EV
新センター (下京区総合庁舎)	下京区西洞院通塩小路 upper 東塩小路町 608 番地の 8	3階 2階 1階	有

6 成果品

(1) 成果物

成果物は以下のとおりとする。

No	成果物	内容
1	業務実施計画書	業務の実施体制、実施スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。
2	ケーブル敷設図	新規敷設ケーブルの示した図面。図面様式については、本市と協議のうえ決定すること。
3	ケーブル試験成績書	敷設したケーブルの情報をまとめたもの。 なお、測定器の校正証明書を添付すること。
4	完了写真	敷設業務及び撤去業務の前後の写真。

※成果物については、内容等について本市担当者と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。

(2) 納入時期

業務実施計画書：作業日まで

ケーブル敷設図、ケーブル試験成績書、完了写真：令和6年12月28日まで

(3) 納入方法

上記(1) 成果物については、データにて納品すること。

(4) 納品場所

右京区役所内

京都市文化市民局地域自治推進室（マイナンバーカード企画推進担当）

7 納入物に係る著作権等

- (1) 全ての納入物は、本市の所有とする。
- (2) 受託者は、本業務に係る納入物の所有権及び著作権を引渡し時に本市に全て譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、本市の承諾を得ることなく納入物を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。
- (4) 受託者は、本市に引き渡した納入物などの全てについて、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証すること。
- (5) 著作権等の侵害が判明した場合には、その損害を補償するなど必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときには、その使用に関して責任を負うこと。

8 検査

受託者は、移転計画策定業務及び移転業務が完了したときには、本市に完了届を提出し、検査を依頼すること。

また、検査により不具合が確認された場合、受託者は、これに対し誠実に対応し改善を図ったうえで、改めて本市に再検査を依頼すること。

9 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

なお、第三者に一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の許可を得なければならない。

10 支払

本市は受託者に対し、本業務終了後、受託者の請求に基づき本業に係る費用を一括して支払うものとする。

1 1 その他

業務委託契約書及び仕様書に定めのない事項については双方協議のうえ、定めることとする。

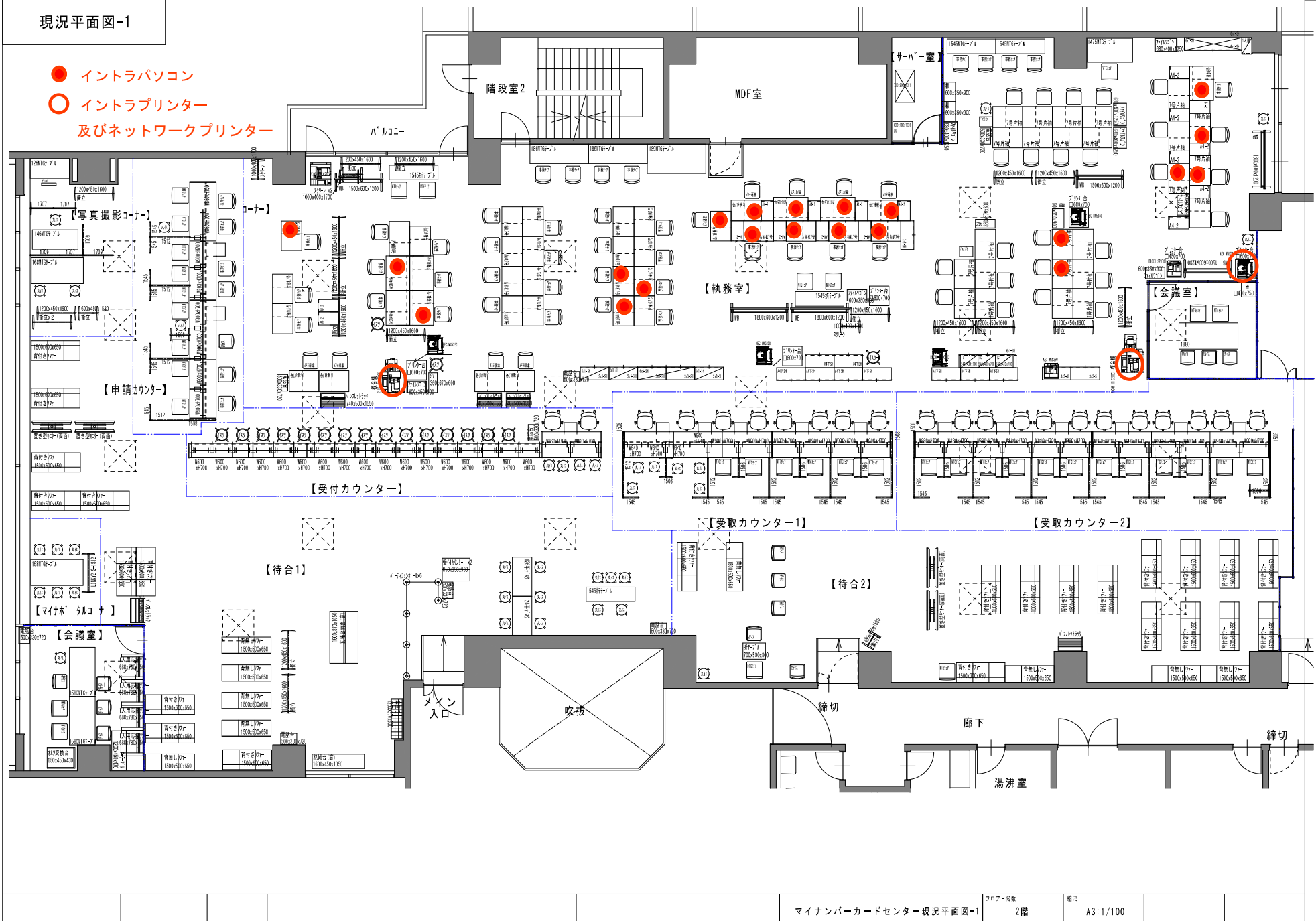
1 2 問合せ先

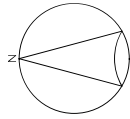
担当：京都市 文化市民局 地域自治推進室 西森、細見

電話：075-746-7807

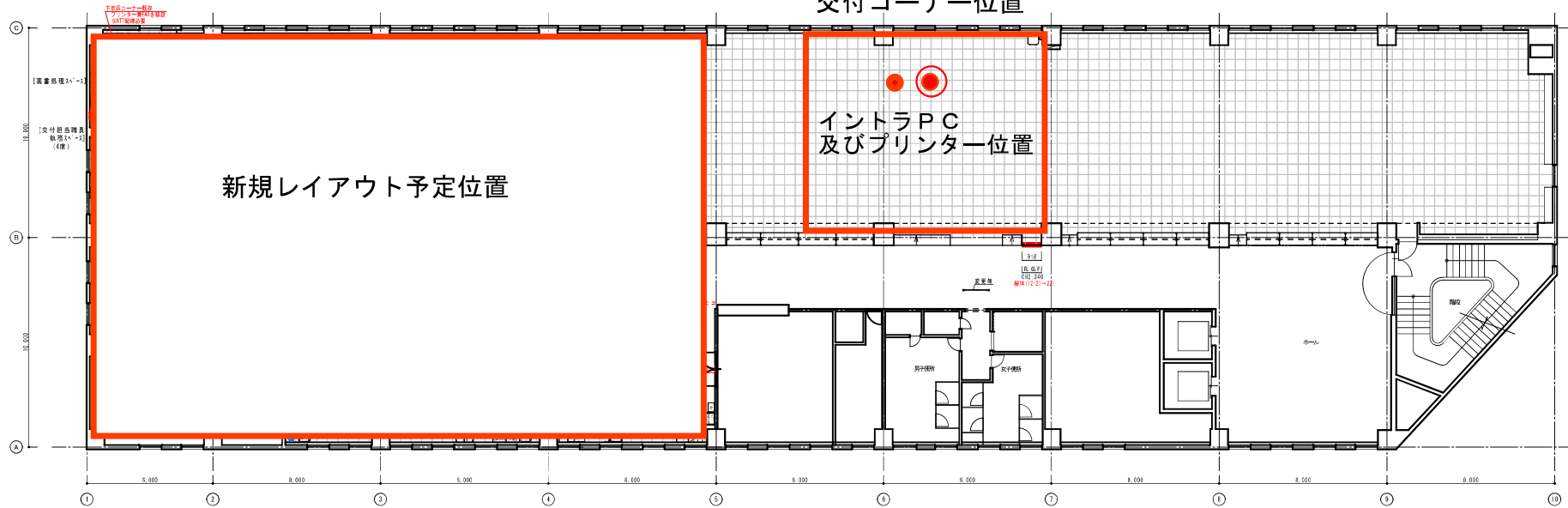
現況平面図-1

- イントラパソコン
- イントラプリンター  
及びネットワークプリンター



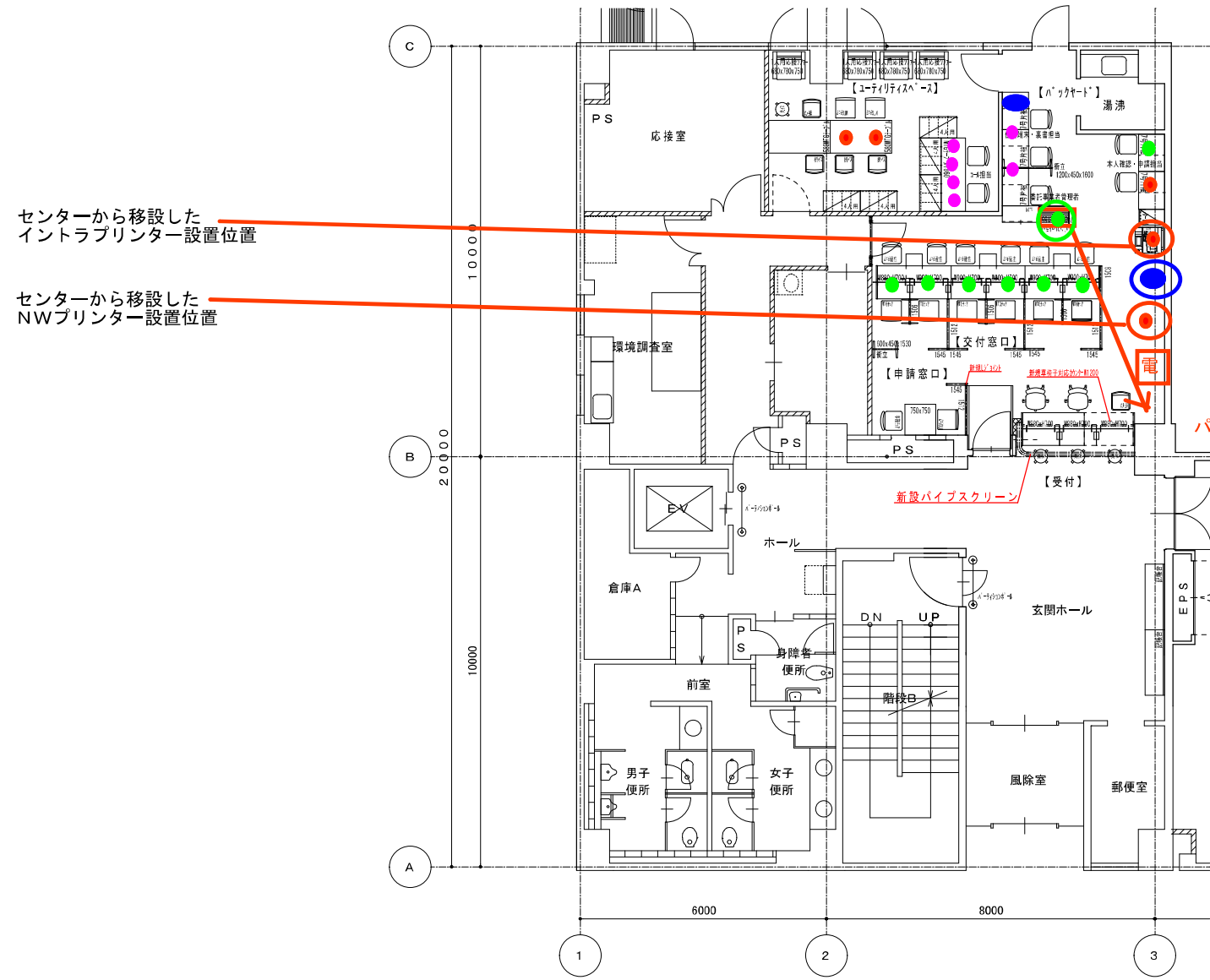


下京区  
マイナンバーカード  
交付コーナー位置



作成日 2024 / 10 / 21	チーム・部・メンバー	担当設計者	案件名 マイナンバーカードセンター移転計画	別名 下京区役所3階全体平面図	フロア・階数 3階	縮尺 A3:1/200		
-----------------------	------------	-------	--------------------------	--------------------	--------------	----------------	--	--

新規レイアウト図



<凡例>

- 電 電源位置
- イントラ配線位置
- ◎ イントラプリンター及びネットワークプリンター位置
- CS端末位置
- ◎ CSプリンター位置
- ACOS端末位置
- ◎ ACOSプリンター端末位置
- 電話機位置

2階新規平面図

<凡例>

- 電 電源位置
- イントラ配線位置
- 電話機位置

